

島根県立大学大学院履修規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 34 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、毎学期大学が指定する期間内に、その年度に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、大学が指定する方法により行うものとする。

3 履修登録をした後の履修科目の変更又は取消しは、原則認めないものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合には、研究科長の承認を得てこれを変更し、又は取り消すことができる。

(履修の制限)

第 3 条 次に掲げる授業科目及び演習科目（以下「授業科目等」という。）は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目等

(2) 既に単位を修得した授業科目等

(3) 授業時間が重複する授業科目等

2 研究科長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、履修科目を指定することが必要と認められるとき

(試験の時期等)

第 4 条 大学院学則第 13 条に規定する試験（以下「試験」という。）の時期は、大学院学則別表第 1 に掲げる専門導入科目を除き、授業科目等の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目等の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第 5 条 第 3 条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目等の出席時間数が全時間数の 3 分の 2 に満たない学生は、試験を受けることができない。

2 授業科目等を欠席する場合は、大学が指定する事前届出書を提出するか、授業担当教員へ連絡しなければならない。

(成績の評価)

第 6 条 大学院学則第 22 条において準用する島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 31 条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次のとおりとする。

(1) 秀 90 点以上

(2) 優 80 点以上 90 点未満

(3) 良 70 点以上 80 点未満

(4) 可 60 点以上 70 点未満

(5) 不可 60 点未満

(追試験)

第7条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後1週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第9条 試験(第7条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。)において不正行為を行った者は、当該の授業科目の履修が無効となるほか、大学院学則第22条において準用する学則第49条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 修士・博士論文の作成において不正行為を行った者については、前項の規程を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注 1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注 2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注 3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

再 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
-------	--